

四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年4月1日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第16号

四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（届出義務者）</u></p> <p>第3条 <u>条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）給水を受けることを中止するとき 使用者</u></p> <p><u>（2）給水装置を廃止するとき 所有者</u></p> <p><u>（3）給水装置の用途を変更するとき 使用者</u></p> <p><u>（4）消防の演習のため私設消火栓を使用するとき 使用者</u></p> <p><u>（5）使用者に変更があったとき 使用者</u></p> <p><u>（6）所有者に変更があったとき 所有者</u></p> <p><u>（7）代理人に変更があったとき 所有者又は代理人</u></p> <p><u>（8）管理人に変更があったとき 使用者、所有者又は管理人</u></p> <p><u>（9）共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者</u></p> <p><u>（10）貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合において、</u></p>	<p><u>（代理人の届出）</u></p> <p>第3条 <u>条例第5条の規定による届出及び条例第7条第2項に規定する代理人に係る届出は、代理人届（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。</u></p>

給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者

(11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき 使用者

第 4 条 及び 第 5 条 削除

(給水装置工事の申込み)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規定による申込みをしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、給水装置工事申込書を提出しなければならない。

(管理人の届出)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出及び条例第 7 条第 2 項に規定する管理人に係る届出は、管理人選定(変更)届(様式第 2 号)を提出することにより行わなければならない。

(使用者等の届出)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する場合 閉栓届(様式第 3 号)

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する場合 給水装置撤去申請書及び権利放棄届(様式第 4 号)

(3) 条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当する場合 消火栓演習使用届(様式第 5 号)

2 前 2 条に定めるもののほか、条例第 7 条第 2 項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

(1) 条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当する場合 給水装置使用者変更届(様式第 6 号)

(2) 条例第 7 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合 共用給水装置等戸数又は箇所数変更届(様式第 7 号)

(給水装置工事の申込み)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規定による申込みは、給水装置工事申込書(様式第 1 号)を提出することにより行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定により、前項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の承諾書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の承諾書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の承諾書又は工事申込者の誓約書

3 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

4 工事申込者は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1)―(3) (略)

第7条 削除

(給水装置工事の施行)

2 前項の申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1)―(3) (略)

(利害関係人の同意書等の提出)

第7条 企業長は、条例第10条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類の提出を求めるものとする。

(1) 他人の土地を通過して給水装置を設置するとき 土地（私道）埋設通過承諾書（様式第1号）

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 分岐承諾書（様式第1号）

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

2 前項各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるときは、工事申込者に対し、当該申込みに係る建築物の確認通知書等の提示を求めることがある。

(給水装置工事の施行)

第8条 条例第11条第1項の規定により給水装置工事を施行しようとする指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）は、給水装置工事施行申請書を企業長に提出しなければならない。

（給水装置工事の施行範囲）

第9条 （略）

2 前項第2号に掲げる場合においては、貯水槽以下装置管理責任者届を提出しなければならない。

（給水装置の構造）

第10条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、メーター、給水栓等で構成する。

2—6 （略）

（工事検査）

第13条 指定事業者は、条例第11条第2項の工事検査を受けるため、工事竣工後速やかに給水装置工事竣工届及び検査願を提出しなければならない。

2 （略）

（工事費の算出方法）

第14条 （略）

(1) （略）

(2) 運搬費は、輸送方法に応じて要した実費額とする。

(3)・(4) （略）

(5) 間接経費は、監督費、損料及び事務費とし、前各号に基づき算出した費用の合計額に100分の24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（メーターの設置等）

第8条 条例第11条第1項の規定により給水装置工事を施行しようとする指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）は、給水装置工事施行申請書（様式第8号）を企業長に提出しなければならない。

（給水装置工事の施行範囲）

第9条 （略）

2 前項第2号に掲げる場合においては、貯水槽以下装置管理責任者届（様式第9号）を提出しなければならない。

（給水装置の構造）

第10条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）、給水栓等で構成する。

2—6 （略）

（工事検査）

第13条 指定事業者は、条例第11条第2項の工事検査を受けるため、工事竣工後速やかに給水装置工事竣工届及び検査願（様式第10号）を企業長に提出しなければならない。

2 （略）

（工事費の算出方法）

第14条 （略）

(1) （略）

(2)・(3) （略）

(4) 間接経費は、監督費、損料及び事務費とし、前3号に基づき算出した費用合計額に100分の24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（メーターの設置等）

第16条 条例第20条第2項のメーターの位置は、点検及び取替えに支障がなく、乾燥し、汚水の入るおそれがない場所とする。ただし、配管又は現場の都合でこの条件を満たし難いときは、最も適当な場所とする。

2-7 (略)

8 条例第21条第3項に規定するメーターを亡失し、又は毀損した場合の損害の賠償の額は、時価認定額とする。

(料金)

第18条 条例第26条第1項の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

(略)

3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。

(使用水量の端数処理)

第19条 条例第28条(第4項を除く。)の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月は、この限りでない。

2 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(特別な場合における料金の算定)

第20条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次に定めるところにより算定する。

(1) 使用日数が15日以内のものの基本料

第16条 条例第20条第2項のメーターの位置は、検針及び取替えに支障がなく、乾燥し、汚水の入るおそれがない場所とする。ただし、配管又は現場の都合でこの条件を満たし難いときは、最も適当な場所とする。

2-7 (略)

8 条例第21条第3項に規定するメーターを亡失し、又はき損した場合の損害の賠償の額は、時価認定額とする。

(用途の適用基準)

第18条 条例第25条第3項の用途の適用基準は、次のとおりとする。

(略)

(メーターの端数計算)

第19条 条例第28条の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月は、この限りでない。

(料金の徴収方法)

第20条 条例第33条の規定による料金の徴収は、納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法による。ただし、企業長が特に必要と認めるときは、その他の方法によるものとする。

金は、条例第26条第1項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、条例第26条第1項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から翌月の定例日の前日までの期間を超えないときは、1月として算定する。

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額とする。

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、それぞれの用途の使用日数により、前項の規定に基づき算定する。

(加入金の算定の特例等)

第21条 次の各号に掲げる場合における加入金は、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

(1) 1個のメーターで2以上の専用給水装置に係る場合 各戸又は各箇所給水管と同一口径のメーターがそれぞれの各戸又は各箇所に設置されたものとみなして、各戸又は各箇所ごとに算定した加入金の合計額

(2) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合 私設のメーターがあるときはそのメーターの口径により、私設のメーターがないときは各戸又は各箇所の引込管の口径をメーターの口径とみなして、各戸又は各箇所ごとに算定した加入金の合計額

(3) 前2号の規定により難い場合 前2号の規定に準じて企業長が定める額

2 条例第36条第3項ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が申込者であるときとする。

3 条例第36条第5項の特別な場合は、次

(加入金)

第21条 条例第36条第2項ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が申込者であるときとする。

2 条例第36条第3項の特別な場合は、次

に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

4 一時的な使用に供するため新設し、又は増径しようとする給水装置については、加入金の納付を要しない。

に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。